

太子町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

本町では毎年、雇用促進事業として近隣6市町村・公共職業安定所・地域の商工会等と共催で「求人・求職情報フェア」を実施しており、今後も商工会や関係機関と連携し、雇用の確保に取り組んでまいります。また、緊急雇用創出事業等を活用した雇用の確保にも取り組んでまいります。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

大阪府や関係機関と連携し、障がい者や若年者など「就職に向けた支援が必要な人」に対する雇用・就労への支援に取り組んでまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

太子町就労支援センターにおいて、コーディネーターによる就労相談や就職に役立つパソコン講座などの能力開発講座の実施、求人情報の提供などを行っています。今後も、大阪府や関係部局と連携し、相談者に応じたきめ細かな就労支援に取り組んでまいります。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

労働契約法や最低賃金法・パートタイム労働法の改正について、商工会と連携し、企業への周

知・指導に努めてまいります。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウエイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

本町では、役場庁舎等の日常・定期清掃業務については、本制度の趣旨を踏まえて、発注仕様書に障がい者等の社会的就職困難者雇用を設けるなど、配慮を行っているところです。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

若者や女性・高齢者への就労支援を行うとともに、仕事と生活の調和について住民や事業者に対し周知に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

今後、商工会と連携し調査研究してまいります。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業誘致施策については、平成20年9月に「太子町企業誘致促進条例」を制定したところであり、今後とも地域の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

- ① 使いやすい融資制度の拡充
- ② 地場企業への官公需の優先発注

(一括回答)

(3)①②について、本町独自の融資制度は実施しておりませんが、大阪府が実施する中小企業向け融資制度について町内事業所に対し周知に努めるとともに、中小企業者のニーズに合った融資制度が展開されるよう大阪府に対し要望を行ってまいりたいと考えております。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

商工会と連携し、適正な下請取引が行われるよう、事業者に対する周知・指導に努めてまいります。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

行財政改革については、「太子町行財政改革実施計画書（案）」により、地方分権時代にふさわしい、地域に密着したきめ細かな行政サービスを行うとともに、「選択と集中」の考えのもと、重点施策（安全安心のまちづくり等）を推進するため、さらなる行財政改革に継続して取り組んでまいります。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(一括回答)

(2)①②について、「太子町行財政改革実施計画書（案）」では、「選択と集中」の考えのもと、重点施策（安全安心のまちづくり等）を推進するため、さらなる行財政改革に継続して取り組んでまいります。

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

行財政改革を進めるにあたっては、取り組み項目や数値目標・進捗状況などの情報を広報紙や町ホームページ等を通じて積極的に開示してまいります。

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(回答)

行財政改革を進めるにあたっては、職員に対しても理解と協力を求めてまいります。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

権限移譲については、厳しい定数事情や財政状況のなかで、できる限りの権限移譲を受けているところです。今後とも、財政的な措置の観点にも留意して取り組んでまいります。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

大阪府と連携を図りながら、国に対し強く働きかけてまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

地域医療連携体制の構築に向け、小児急病診療や休日急病診療を実施するなど救急医療体制の整備を行っておりますが、さらに救急医療の要請が特に多い時間帯でのケガや急病に対応すべく、南河内医療圏域の市町村の連携により、医療機関等の協力を得て、初期救急医療体制の充実に向けて準備を進めてまいります。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

本町では、従来から地域包括支援センターが主体となって、地域ケア会議・研修会等を主催し、介護従事者の質の向上や人材育成を支援してまいりました。また介護サービス事業所につきましては、運営にあたり、人員及び運営基準等法令の遵守について適切な指導・監督に努めております。

特に平成21年度からは、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律に基づき、介護報酬の改定があることから、その趣旨に沿った運営がなされるよう、啓発・助言に努めてまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

本町では、障がい者(児)の社会参加を促進するため、その提供体制の計画的な整備・確保に努め、円滑なサービス利用ができるよう取り組んでおります。とりわけ、市町村が実施主体である地域生活支援事業については、無料または利用者負担上限額を設定するなど軽減に努めておりますが、介護給付については、引き続き町村長会などを通じ国・府へ要望してまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

本町職場においては、メンタルにおける休職者が復帰しやすくなるように、「太子町リハビリ出勤実施要綱」を定め、回復状態に合わせた無理のない計画によるリハビリ出勤を取り入れ、病休者の職場復帰を支援しております。また、メンタルな問題に関する職場の対応や注意すべき点などについて、研修を今後とも実施してまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

- ① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

本町の保育所は民間2ヶ所となっておりますが、その民間保育所の協力のもと定員拡大の実施

を図り、待機児童が出ないように努めております。現在も待機児童はおりませんが、今後も待機児童が出ないように、引き続き民間保育所の理解と協力のもと保育行政を進めてまいります。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

本町では、従来より延長・休日・一時保育の実施、また子育て支援センターを設置しております。今後も住民ニーズを的確に把握し、本町の「子育て行動計画」に基づき、子育て支援施策に取り組んでまいります。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりへの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

本町の「子育て行動計画」では、『子どもが地域の宝として大切にされ、地域の中で見守られながら健やかに育つ』を基本的視点とし、地域社会全体での子育て中の家庭への支援を盛り込んだ、子育てに関わるすべての支援策を進めることとしております。平成22年度からの後期行動計画においても、引き続き地域コミュニティに視点を置いた施策の実施に取り組んでまいります。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

本町では、民間保育所が2ヶ所ありますが、国や府制度に関しては協議・情報交換を行うとともに、運営費補助につきましても拡充に努めております。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

現在本町では、小学校における児童の安全確保のため受付員配置を行っており、児童の放課後対策としては各種スポーツの実技指導を行う「スポーツ広場」及び読書指導などを行う「学習広場」を開催しております。

今後も、引き続き学校における児童の安全確保ならびに児童の放課後対策の充実に努めてまいります。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労

働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

本町では、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てる「職業（キャリア）教育」を学校教育活動に位置付け、その充実を図っているところであり、現在小学校1・2年生において導入されている35人学級編制とともに大阪府と連携し継続に努めています。

また、「ものづくり教育」については、地域ならびに地元事業所等の協力による農業体験学習・職場体験学習及び職業体験学習を実施しており、引き続きこれらの取り組みの推進を図ってまいります。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

本町では、要保護児童対策地域協議会を設置しており、代表者会議・実務者会議・ケース会議を定期的で開催し、支援システムの確立や個別ケースへの対応、そして研修を実施するなど虐待防止のための早期発見に努めております。また、通報等があった場合は、緊急受理会議のもと迅速かつ的確に対応しております。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本町では、平成20年8月に「太子町住民意識実態調査」アンケートを実施、同年12月に太子町男女共同参画推進計画懇話会を設置し、基本的な方向について提言をいただき、平成22年3月を目途に「太子町男女共同参画推進計画」の策定作業を行っているところです。

配偶者暴力防止法の改正に伴う「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の基本計画」につきましても同計画に加えて策定する予定です。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計

画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本町では、平成22年8月に「太子町住民意識実態調査」アンケートを実施、同年12月に太子町男女共同参画推進計画懇話会を設置し、基本的な方向について提言をいただき、平成22年3月を目途に「太子町男女共同参画推進計画」の策定作業を進めております。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」未策定自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、早急に計画を策定し実行すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

①について、本町内においては慢性的に渋滞している箇所はありませんが、道路交通網の整備につきましては、大阪府をはじめとする関係機関と連携して取り組んでまいります。

②について、今後とも公共交通の利用を推進してまいります。

③について、民生部門の対策に向け、住民へのPRに先立ち、庁舎等では冷暖房の適正な温度管理を実践しております。また、広報紙やリーフレットを通じて住民に対して呼びかけを行っております。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本町では、3Rの取り組みについては、広報紙や戸別無線を通じ住民に対して啓発活動をしています。また、ごみ減量化対策本部を設置しごみの排出抑制に努め、「分別収集計画」に基づき17種類の分別収集を行い、収集したごみをリサイクルしており、本町のリサイクル率は約20%となっています。

今後も、快適な生活環境のため循環型社会の形成に努めてまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、

土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

本町では、平成20年3月に、避難地・避難施設及び土砂災害危険箇所・区域、河川氾濫による浸水想定区域などを掲載した「太子町防災ガイドマップ」を全戸配付し、住民の防災意識を高めるとともに、いざという時に安全かつスムーズな避難行動につなげる体制づくりに取り組んでいます。また本町の自主防災組織率は現在約30%であり、今後も組織率向上に向けた地域への働きかけを強化するとともに、災害時要援護者対策を含め、緊急医療体制及び避難支援体制の確立に努めます。

土石流対策・河川改修については、ハード・ソフト面から今後も引き続き関係機関と協議し推進してまいります。

また、災害発生時の対応能力の向上と自主防災意識の高揚を図るため、住民参加型の防災訓練を実施したところです。備蓄食料については、「地域防災計画」に基づき整備を行っています。

本町の公立学校の耐震化率は耐震補強や建て替え等により80%となっております。今後も、引き続き一時避難所となる公立学校の耐震化に努めてまいります。また、耐震関連の補助制度につきましては、耐震診断補助制度を実施しております。耐震改修補助制度につきましては、財政状況を勘案しつつ、今後検討してまいります。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

本町では、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、富田林警察署と連携をしながら、地域の防犯委員などによる防犯啓発活動や防犯パトロールなどを実施しております。さらに、「地域安全青色防犯パトロール隊」や「子どもの安全見守り隊」「ワーキングパトロール隊」など、子どもを地域で見守る活動を積極的に推進しております。今後も、「地域の子どもは地域で守る」という考えのもと、地域コミュニティの醸成を図り、登下校時における子どもの安全確保に努めてまいります。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

本町では、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」において朝市を開催し、地元産の新鮮な野菜をはじめ、みかんやぶどう・かきなどが大変好評を得ています。

消費者と生産者との直接のコミュニケーション効果は、「地場農産物」への愛着や安心感を深め、消費を拡大するとともに、高齢者を含めた地元農業者の営農意欲を高め、食料自給率の向上につながると考えています。最近では大阪エコ農産物に取り組む農家が増え、営農意欲の高まりとともに、学校給食の取扱量を増やせるよう努力したいと考えています。

ご指摘のような目標値の設定は設けておりませんが、今後においても地産地消を積極的に支援し、大阪農業を推進していきたいと考えています。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権問題は重要な課題であると認識し、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざし、大阪府及び太子町人権協会をはじめとする関係機関と協力・連携し、引き続き積極的に人権啓発活動に取り組んでまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本町におきましては、昭和56年6月に「世界連邦平和都市宣言」、翌年3月に「核兵器の全面撤廃と軍備縮小の推進に関する意見書」、昭和60年12月には「非核平和都市宣言」を議会において決議いたしております。

施策の内容といたしましては、庁舎に「非核平和都市宣言」の標柱を設置、町立中学校においては修学旅行の行程に長崎平和公園を組み入れるなど、平和に関する学習を実施しており、今後も引き続き施策の充実を図ってまいります。